

核兵器廃絶を求める決議

1 核兵器廃絶をめざす国際的世論の高まり

2009年4月のオバマ米大統領のプラハ演説以降、核兵器廃絶を求める国際世論は急速な発展を遂げている。

今年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、決裂に終わった前回2005年会議とは対照的に、今後の核兵器廃絶に向けた国際的な議論を前進させる足がかりを築く画期的な国際会議となった。

同会議で採択された最終文書は、核兵器のない世界の平和と安全を決意し、核保有国が自国の核兵器の完全廃絶を実行すべきことを唱っている。核兵器と核「抑止力」による「平和」ではなく、核兵器廃絶による真の平和の実現こそ、国際社会がめざすべき目標であることが確認された。

潘基文国連事務総長は、再検討会議において、核兵器禁止条約の締結に向けた交渉の開始を呼びかけ、最終文書でも初めて同条約について言及がなされた。すでに2009年の国連総会は、同条約を求める決議を中国も含む圧倒的多数の賛成で採決しており、国際政治の現実的・具体的課題となっている。

幾つかの核保有国の反対により、核兵器廃絶の期限については合意に至っていないが、平和市長会議が2020年まで、非同盟諸国は2025年までと、それぞれ提唱するなど、国際的な運動の中で期限を区切った核兵器廃絶の提案が次々となされていることは重要である。

また、国連事務総長や米政府代表が初めて広島平和記念式典に出席するなど、核兵器廃絶を求める国際的機運は新たな高まりを見せている。

2 「核抑止力」論に固執する民主党政権

しかし、米国は、冒頭にあげたオバマ大統領のプラハ演説の一方で、今年4月に発表した「核態勢の見直し(NPR)」には、「核廃絶」も「先制不使用」も盛り込まない一方、日本を含む海外への核兵器再配備方針を打ち出している。

また、わが国においては、菅首相が「核抑止力は必要」(8月6日 広島記念式典終了後の記者会見)との発言を繰り返すなど、「核抑止力」論に固執している。岡田外相は、NPT再検討会議に参加せず、核兵器廃絶をめざす運動に背を向けている。この間重大な問題として浮上した日米核密約問題についても、政府は密約の存在すら否定している。さらに、非核三原則の法制化にも消極的な姿勢を露わにし、「持ち込ませず」の原則を否定し二原則に後退させようとしている。

核兵器廃絶の新たな機運が生まれ、被爆国日本が果たすべき役割がいよいよ増している

中、それに背を向けさらには逆行しようとしている政府の姿勢は断じて許されない。「核抑止力」論は、際限のない核軍拡競争、新たな核保有国、世界中の人々の絶え間ない恐怖を生み出したばかりであり、その誤りは歴史的に証明済みである。外務省は、今年9月に核軍縮に関する外相級の国際会議の開催を計画しているが、こうした国際社会の場で日本が積極的な役割を果たすためには、まず日本国政府自身が、「核抑止力」論という誤った立場を捨て去ることが不可欠である。そして、被爆国として、核保有国に廃絶を求める外交を展開し、期限を区切った核廃絶について具体的な提言をすべきである。

3、核兵器廃絶に向けて

今後とも、菅首相らの主張する「抑止力」論という誤った立場を克服し、政府や核保有国に方針転換を迫るためにも、核兵器廃絶を求める市民の運動をより一層発展させなければならない。

青年法律家協会は、戦後の再軍備に抗し、戦争の惨禍を繰り返さず平和と民主主義を守り実現することを掲げて設立された。核兵器と核兵器の恐怖は地上から廃絶されなければならない。青年法律家協会弁護士学者合同部会は、核保有国に対して、期限を区切った核兵器廃絶について具体的な計画をもつよう強く求めるとともに、日本政府に対しても、被爆国として核保有国に廃絶を求める外交を展開し、期限を区切った核兵器廃絶について具体的な提言をするよう強く求める。

また、当弁学合同部会は、平和を願うすべての市民・団体と共同し、運動の発展に尽くすこと、とりわけ、核密約問題の徹底究明と密約の廃棄、非核三原則の法制化など、法律家として貢献すべき課題につき全力をあげて取り組むことを決議する。

2010年 9月 4日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第2回常任委員会